

地域における医療及び介護の総合的な確保を推進するための関係法律の整備等に関する法律をここに公布する。

御 名 御 璽

平成二十六年六月二十五日

内閣総理大臣 安倍 晋三

法律第八十三号

地域における医療及び介護の総合的な確保を推進するための関係法律の整備等に関する法律

第一条 地域における公的介護施設等の計画的な整備等の促進に関する法律（平成元年法律第六十四号）の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

地域における医療及び介護の総合的な確保の促進に関する法律

目次中「公的介護施設等の整備（第三条―第九条）」を「地域における医療及び介護の総合的な確保（第三条―第十一条）」、「第十条」を「第十二条―第二十一条」を「第二十三条」に、「第二十一条」を「第二十四条」に改める。

第一条中「かんがみ」を「鑑み」に、「介護給付等対象サービス等」を提供する施設及び設備の計画的な整備等」を「効率的かつ質の高い医療提供体制を構築するとともに地域包括ケアシステムを構築することを通じ、地域における医療及び介護の総合的な確保」に、「老人」を「高齢者」に改める。

第二条中第三項を第四項とし、第二項を第三項とし、第一項を第二項とし、同条に第一項として次の一項を加える。

この法律において「地域包括ケアシステム」とは、地域の実情に応じて、高齢者が、可能な限り、住み慣れた地域でその有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、医療、介護、介護予防（要介護状態若しくは要支援状態となることの予防又は要介護状態若しくは要支援状態の軽減若しくは悪化の防止をいう）、住まい及び自立した日常生活の支援が包括的に確保される体制をいう。

第二章の章名を次のように改める。

第二章 地域における医療及び介護の総合的な確保

第三条の見出しを「総合確保方針」に改め、同条第一項中「公的介護施設等の整備に関する基本方針」を「地域において効率的かつ質の高い医療提供体制を構築するとともに地域包括ケアシステムを構築することを通じ、地域における医療及び介護を総合的に確保するための基本的な方針」に、「整備基本方針」を「総合確保方針」に改め、同条第二項中「整備基本方針」を「総合確保方針」に改め、同項各号を次のように改める。

一 地域における医療及び介護の総合的な確保の意義及び基本的な方向に関する事項

二 地域における医療及び介護の総合的な確保に関し、医療法（昭和二十三年法律第二百五号）第二十条の三第一項に規定する基本方針及び介護保険法第百六条第一項に規定する基本指針の基本となるべき事項

三 次条第一項に規定する都道府県計画及び第五十一条に規定する市町村計画の作成並びにこれらの整合性の確保に関する基本的な事項

四 前二号に掲げるもののほか、地域における医療及び介護の総合的な確保に関し、次条第一項に規定する都道府県計画、医療法第三十条の四第一項に規定する医療計画（以下「医療計画」という。）及び介護保険法第百八条第一項に規定する都道府県介護保険事業支援計画（以下「都道府県介護保険事業支援計画」という。）の整合性の確保に関する事項

五 公正性及び透明性の確保その他第六条の基金を充てて実施する同条に規定する都道府県事業に関する基本的な事項

六 その他地域における医療及び介護の総合的な確保に関し必要な事項
第三条第三項中「整備基本方針」を「総合確保方針」に改め、同項を同条第四項とし、同条第二項の次に次の一項を加える。

3 厚生労働大臣は、総合確保方針の案を作成し、又はこれを変更しようとするときは、あらかじめ、医療又は介護を受ける立場にある者、都道府県知事、市町村長（特別区の区長を含む。次条第四項及び第十条において同じ。）、介護保険法第七十七条に規定する医療保険者（次条第四項及び第五十一条において「医療保険者」という。）、医療機関、同法第百五十五条の三第一項に規定する介護サービス事業者（次条第四項及び第五十一条において「介護サービス事業者」という。）、診療又は調剤に関する学識経験者の団体その他の関係団体、学識経験を有する者その他の関係者の意見を反映させるために必要な措置を講ずるものとする。

第二十二條第一項中「第十六條」を「第十八條」に改め、同条を第二十四條とする。
第二十四條中第二十一條を第二十三條とし、第三章中第二十二條を第二十二條とし、第十九條を第二十一條とする。

第十八條第二項中「第十四條」を「第十六條」に改め、同条を第二十條とし、第十七條を第十九條とし、第十六條を第十八條とする。

第十五條第一項中「第十一條第一項」を「第十三條第一項」に改め、同条第二項中「第十條第三項」を「第十三條第三項」に改め、同条を第十七條とし、第十四條を第十六條とし、第十條から第十三條までを二条ずつ繰り下げた。

第九條中「昭和二十二年法律第六十七号」を削り、第二章中同条を第十一條とする。
第八條中「施設設置者は」を「都道府県整備施設（市町村計画に掲載された事業に係る施設に限る。）に係る施設を設置する者（以下この条において「施設設置者」という。）は」に、「市町村整備施設」を「都道府県整備施設」に改め、同条を第十條とする。

第七條中「市町村整備計画に掲載された第四條第二項第二号に掲げる事業を「都道府県事業」に、「市町村整備施設」を「都道府県整備施設」に改め、（以下「施設設置者」という。）を削り、同条を第九條とする。

第六條の基金を充てて実施する医療計画に基づく事業に要する費用又は「同法」を「医療法第三十条の九又は老人福祉法」に、「同項」を「これら」に改め、同条を第八條とし、同条の前に見出しとして「老人福祉法等の特例」を付する。

